

臨床研修関係業務の都道府県への権限移譲への対応について

1 概要

- 平成30年7月の医療法等改正により、臨床研修関係業務のうち、臨床研修病院の指定や都道府県内の病院ごとの募集定員の設定などの権限が国から都道府県に移譲されることになっている。（施行日：令和2年4月1日）
- 各都道府県においては、臨床研修病院の指定や病院ごとの募集定員の設定においては、地域医療対策協議会で審議することになっている。

2 令和3年度の募集定員の上限

令和2年1月31日付け厚生労働省事務連絡により、令和3年度から臨床研修を開始する研修医の本県の募集定員の上限が示されたもの。

※今回から募集定員の算定方法が変更となったが、具体的な算定方法は上記事務連絡で初めて示されたため、詳細は不明となっている。

(1) 募集定員の上限

<参考>これまでの推移

R 3	R 2	R 1	H 3 0
242人	216人	203人	185人

※東北医科薬科大学医学部開設に伴い、本県では段階的に募集定員が増加している状況。

(2) 算定方法 (下線項目が新規項目)

① 基本となる数値（人口又は医学部入学定員に応じた配分）	182人
② 地域枠（奨学金貸与者数に基づく配分）	21人
③ 地理的条件等に加算（面積、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分） (うち、医師少数区域の人口によって加算された配分)	46人 8人
④ 激変緩和措置（前年度の採用数保障のための調整）	▲ 7人
合計	242人

3 臨床研修病院ごとの定員設定及び算定方法の国への報告期限

令和2年4月15日（水）

※従来は6月末日が報告期限

4 対応案

- 国施行通知において、病院ごとの募集定員は、国において採用していた算定方法を参考の上、定めることになっており、県としても同様の手法で今後実施する予定。
- 病院ごとの定員設定は、各臨床研修病院間の合意形成が必要なため、これまで行ってきた各臨床研修病院が参加する「宮城県臨床研修病院協議会」で協議し、対応案を決定し、その後、地域医療対策協議会での協議を経て、県から厚生労働省に報告する。

事務連絡
令和2年1月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和3年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、本日開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の
審議を踏まえ、最終的に別紙のとおりとなりましたのでご連絡いたします。

つきましては、令和2年4月15日（水）までに、地域医療対策協議会等の
審議を踏まえ、別紙上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分案及び当該定
員の算定方法について、地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、定員配分案の策定にあたっては、管内の医師少数区域等における研修
医数への配慮を行っていただくよう、お願ひいたします。



別紙 宮城県

$$\text{募集定員配分可能数} = (A) + (B)$$

A：臨床研修部会にて了承された配分可能数（242）

B：都道府県でAを配分した結果、やむを得ず一病院あたりの定員配布数が1となる場合、当該病院の募集定員数を2に増加するための加算分（ただし、地域医療対策協議会において了承を得たものに限る。）

参考：Aの内訳

- ①基本となる数（人口又は医学部入学定員に応じた配分） (182)
- ②地域枠（奨学金貸与者数に基づく配分） (21)
- ③地理的条件等による加算（面積あたり医師数、離島人口、医師偏在状況等に応じた配分） (46)
うち、医師少數区域の人口によつて加算された配分 (8)
- ④激変緩和（前年度の採用数保障のための調整※） (▲7)

※ ①～③の合計が前年度実績を下回った都道府県に対し、前年度実績を確保するための増減

医政発第0612004号

平成15年6月12日

(一部改正 平成31年3月29日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(中略)

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定すること。

その際、前述5の(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。

(3) 都道府県における病院ごとの募集定員の算定方法

(2) の定員の算定方法は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）施行前に、国において採用していた次の算定方法を参酌の上、定めること。

24 募集定員の通知

- (1) 都道府県知事は、法第 16 条の 3 第 3 項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の 4 月 30 日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。
- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるにあたっては、法第 16 条の 3 第 5 項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。
- (3) 都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るために、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」(平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 15 号厚生労働省医政局長通知) を参考とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
 - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
 - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。